

千葉県総合スポーツセンター東総運動場

管理業務等仕様書

千葉県

目次

頁

1	管理運営方針	1
2	開場時間及び休場日等	1
3	各業務の内容及び基準	1
(1)	施設等の運営に関する業務	1
①	施設の利用（利用の許可を含む。）に関する業務	1
②	施設の運営に関する業務	2
③	利用料金の設定及び収受に関する業務	2
④	利用者へのサービスの提供に関する業務	3
⑤	その他運営業務	3
(2)	施設等の維持・管理に関する業務	4
①	陸上競技場	4
②	庭球場	5
③	植栽地等（広場・多目的広場を含む。）の管理	6
④	法面部（ヒルトレックコースを含む。）	6
⑤	備品管理	6
(3)	利用者増加を目的とした取り組み	7
(4)	スポーツ推進に関する業務への協力等	7
(5)	自主事業に関する業務	7
(6)	その他	7
①	知事への報告等について	7
②	管理業務の引継ぎについて	7
③	防火管理について	7
④	広告事業について	8
⑤	その他の業務の基準	8
4	その他	8
(1)	危険負担について	8
(2)	守秘義務について	8
別紙1	各施設の利用形態及び利用単位	9
別紙2	競技会等各種行事の調整について	10

1 管理運営方針

- ・ 県民のニーズにあったスポーツ施設を提供することにより、生涯スポーツの推進を図るとともに、県民の健康及び体力づくりを支援する。
- ・ 各種競技大会及び練習会場として活用されることにより、スポーツ選手の育成及び競技力の向上に寄与する。
- ・ 香取・海匝地域の広域的スポーツ施設として、地域住民の日常的なスポーツ活動のための身近な施設として活用され、地域のスポーツ推進を図る。

2 開場時間及び休場日等

- (1) 開場時間は原則として午前9時から午後5時までとし、休場日は次のとおりとする。
ただし、指定管理者が必要であると認め、千葉県知事（以下「知事」という。）の承認を受けた場合は変更することができる。
- ・ 定期休場日 : 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
 - ・ 年始休場日 : 1月1日～1月4日
 - ・ 年末休場日 : 12月28日～12月31日
 - ・ 臨時休場日 : 特別の事情により、指定管理者が必要と認めて、知事の承認を受けて定めた日
- (2) 次の各号に掲げる日を施設無料開放日とし、庭球場4面に限り開場時間内において施設を無料とする。
- ① 県民の日を定める条例（昭和59年千葉県条例第3号）に規定する県民の日
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2号に規定するスポーツの日

3 各業務の内容及び基準

- (1) 施設等の運営に関する業務
- ① 施設の利用（利用の許可を含む。）に関する業務
 - ア 陸上競技場の利用形態は、専用使用及び共同使用とする。庭球場の利用形態は専用使用とする。専用使用とは、利用者（団体）が施設を専有して利用することであり、共同使用とは、個人で他の利用者と共に共同で利用することをいう。
 - イ 専用使用が入っている場合は、共同使用はできないものとする。
 - ウ 専用使用の場合は、利用開始日の2ヶ月前の日の属する月の初日から利用開始日の3日前までに、専用使用許可申請書を受け付けるものとする。
ただし、特に必要があると認めるときは、前述の期間以外であっても専用使用許可申請書を受け付けることができる。
専用使用の許可には、千葉県総合スポーツセンター東総運動場（以下「東総運動場」という。）の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
 - エ 共同使用の場合は、利用券を交付するものとする。
 - オ ジョギングコース、ヒルトレックコース、広場、多目的広場の専用使用については、事前予約とし、利用前に申請書を受け付けるものとする。なお、予約受付の優先順位は、後述の行事調整会議で決まった大会での利用を優先とする。
 - カ 各施設の利用形態及び利用単位については、「別紙1」のとおりとする。
 - キ 専用使用の形態については次に掲げるものがある。
 - (ア) 各種競技大会、講習会及び学校教育活動等
 - (イ) サークル、グループや団体による練習会
 - (ウ) 催物、映画・テレビCM等の撮影
 - ク 施設利用の予約について窓口での予約のほか、オンラインシステムによる申込み及び利用決定を行うようにすること。
 - ケ その他、利用内容・方法及び利用上の注意については、施設管理上支障のない範囲で、指定管理者が別に定めることができる。

コ 競技会等各種行事の調整について

指定管理者は、次に定める方針に基づき行事調整業務を行い、決定された年間行事予定に掲載された大会等については、他の利用に優先して許可する。詳細は「別紙2」のとおりとする。

サ 施設利用の制限

- (ア) 休場日、施設無料開放日は利用を制限する。
- (イ) 全国大会、関東大会等の開催日が(ア)に該当する場合は、管理者と知事が協議し決定する。
- (ウ) 陸上競技場については、管理者が芝生管理上必要と認めた場合は、知事の承認を得て、利用を制限することができる。
- (エ) その他、施設管理上管理者が必要と認めた場合は、知事の承認を得て、利用を制限することができる。

② 施設の運営に関する業務

利用者の安全で快適な利用の確保と円滑な運営に努める。

特に安全確保と事故防止や救急措置のために、業務従事者の知識技能の向上を図る。

また、利用者に対する利用規制やマナー向上に向けた適切な対応を行うとともに、利用者へのサービス向上に努める。

さらに、施設や備品等を常に整理・整頓し、管理面や衛生面に万全を期す。

ア 運営に当たっては現場責任者を配置し、業務従事者を指導監督する。

イ 業務従事者は、現場責任者の監督の下、次の運営業務を適切に行う。

- (ア) 施設利用者及び来場者に対する案内及び電話対応
- (イ) 専用使用許可申請・許可に係る処理
- (ウ) 共同使用に係る利用券の発行及び回収（使用済みの利用券は、利用者の希望により領収書としての使用も可とする。ただし、再利用を防止する措置をとること。）
- (エ) 遺失物等の整理保管及び受付処理
施設内で発見した遺失物・拾得物を適切に保管・処理し、貴重品及び現金については速やかに所轄警察署へ移管する。
- (オ) 各施設の利用監視（安全確保・事故防止・救急処置等）及び利用方法案内
- (カ) 利用者の救護
- (キ) 備品及び用具の設置、貸出し、収納及び点検整理
- (ク) 苦情、要望、相談等への対応
- (ケ) 利用者集計

③ 利用料金の設定及び収受に関する業務

ア 利用料金の設定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用し、利用料金は指定管理者の収入とする。

(ア) 利用料金の額は、条例に定める範囲内において、類似施設との均衡等を考慮の上、指定管理者が知事の承認を得て決定する。

新利用料金については、利用者に対して、十分な周知期間をとるものとする。

- (イ) 利用料金の収入年度は、施設等の利用日の属する年度とする。
- (ウ) 利用料金の額については、ホームページなどにより、周知に努めるものとする。
- (エ) 利用料金の収納については、現金決済のほかキャッシュレス決済に対応する。

イ 利用料金の免除等について

指定管理者は、管理規則第3条第1項に定める開場時間において、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除するものとする。また、管理規則第3条第1項に定める開場時間以外の時間においても、同様に、利用料金を減額し、又は免除することができるものとする。

ただし、(カ)～(ク)については利用者から減免を受けたい旨の申請書を徴して行うものとする。

(ア)	施設無料開放日に、庭球場4面を専用使用するとき	免除
(イ)	県（各種委員会及び公営企業体を含む。）が直接公用又は公共用に利用するとき	免除
(ウ)	地方公共団体が、直接公共用、公用又は公益のために利用するとき	免除
(エ)	公共的団体が、県の施策の推進に協力するための事業の用に利用するとき、又は直接公用及び公益の用に利用するとき	免除
(オ)	指定管理者が自主事業（指定管理者が主催して行うスポーツ教室等をいう。）で利用するとき	免除
(カ)	身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する者をもって構成する団体が専用使用するとき	5割減免
(キ)	香取・海浜地区の市町が直接主催し、その市町をまたがる全住民を対象とした体育・スポーツ及びレクリエーションに関する講習会又は研修会、並びに競技会	免除
(ク)	香取・海浜地区の市町が単体で直接主催する、全住民を対象とした体育・スポーツ及びレクリエーションに関する講習会又は研修会、並びに競技会	5割減免

④ 利用者へのサービスの提供に関する業務

ア 広報について

- (ア) 利用者が施設で開催される行事やスポーツ全般に関する情報を自由に得られるよう、資料等の収集・提供を行う。
- (イ) 施設の利用状況をホームページや広報誌を通じて公開する。
- (ウ) 県行政機関等への情報提供は積極的に行う。

イ 千葉県の事業の受け入れに関する業務

千葉県の施策に係る事業等は、他の業務に支障がない限り受け入れる。

ウ 施設見学について

施設見学を希望する者に対しては、運営に支障のない限り、許可するように努める。

エ 取材及び撮影について

取材及び撮影を希望する者に対しては、運営に支障のない限り、許可するように努める。
なお、取材及び撮影に当たっては、他の利用者の活動に支障がないよう配慮させること。

オ 施設の安全点検について

利用者の活動が安全に行われるために、施設及び備品等の安全点検を定期的実施し、危険箇所は速やかに修繕する等、安全管理を徹底する。
なお、利用されている施設においては、利用状況等を確認しながら巡回点検を行う。

カ 施設損害賠償責任保険への加入について

損害の賠償については下記のとおりとする。

- (ア) 身体上の損害については、1事故につき3億円以上とする。
- (イ) 財物上の損害については、1事故につき1,000万円以上とする。

⑤ その他運營業務

ア 災害・緊急時の対応

災害等に備え、防災計画等を作成し、定期的に模擬訓練を実施すること。
また、災害等発生時には関係機関と連携し、適切に対応すること。
なお、緊急時に必要な用具等は常備し、利用者の急病等発生時には適切な措置を講ずること。

イ 広域防災拠点としての対応

東総運動場は、千葉県防災支援ネットワーク基本計画において、広域防災拠点に指定されている。大規模災害時には、県外からの救援部隊の集結・活動拠点となるので、県災害対策本部から要請を受けた場合は、速やかに部隊受け入れの準備を整えとともに、県災

害対策本部との連絡を密にし、円滑な救援部隊の支援活動に協力する。

(2) 施設等の維持・管理に関する業務

※ 施設及び設備の修繕・改修・改築・改良・増築及び増設を行おうとするときは、知事と協議が必要となる。(軽微なものは除く。)

① 陸上競技場

ア 施設管理

(ア) 衛生設備巡視

- ・衛生設備巡視リストを作成し月1回巡視を実施する。
- ・故障箇所等が発見された場合、速やかに報告する。

(イ) 電気設備巡視

- ・電気設備巡視リストを作成し月1回巡視を実施する。
- ・故障箇所等が発見された場合、速やかに報告する。

(ウ) 施錠管理

- ・競技場を閉場する際に、各室・各箇所を確認して、部外者が侵入しないよう施錠管理を実施する。

(エ) 警報盤監視

- ・警報盤が発報した際に、速やかな対応ができるよう、マニュアル等を作成する。
- ・警報盤に異常箇所等が点滅した場合は、復旧作業を実施し通常状態になるよう対応を行う。

(オ) 浄化槽保守

- ・2週間に1回保守点検を実施する。年1回水質検査、清掃を実施する。

(カ) エレベーター管理

- ・月1回保守点検を実施する。
- ・1年以内ごとに建築基準法に基づく有資格者による法定点検を実施する。

(キ) 自家用電気保守

- ・月一回保守点検を実施する。

(ク) 自動ドア保守

- ・6か月に1回保守点検を実施する。

(ケ) 多目的トイレ保守

- ・6か月に1回保守点検を実施する。

(コ) 機械警備

- ・競技場閉場から開場までの間、機械警備を実施する。
- ・異常箇所等が発見した場合は、速やかに報告する。

(サ) 消防設備保守

- ・機器点検は6か月に1回、機器総合点検は年1回実施する。

(シ) 受水槽清掃・水質検査

- ・年1回清掃を実施し、その際水質検査を実施する。

(ス) 消火器設置及び点検

- ・消火器を必要本数設置するとともに定期的に点検を実施する。

(セ) 場内巡回

- ・場内巡回リストを作成し午前午後の2回巡回を行う。
- ・異常箇所等が発見した場合は、速やかに報告する。

(ソ) 特殊建築物定期点検(建築基準法第12条第2項、第4項)

- ・3年以内ごとに1回、建築基準法に基づく有資格者による定期点検を実施する。
令和8年度：法定点検(外壁全面打診又は赤外線撮影を含む)実施

(タ) 特殊建築物の昇降機以外の建築設備定期点検

- ・1年以内ごとに1回、建築基準法に基づく換気設備、非常照明設備、給水設備及び排水設備の定期点検を実施する。

- (フ) 照明設備の点検
 - ・6か月以内ごとに1回、労働安全衛生規則に基づく照度の測定を実施する。
- (フ) 陸上競技場電子機器点検
 - ・年1回、公認規則に基づき点検を実施する。
- (フ) 陸上競技場用具保守点検
 - ・2年に1回、公認規則に基づき点検を実施する。
- (ト) 非常通報装置点検
 - ・非常通報装置を必要数設置するとともに定期的に点検を実施する。
- (ト) AED の設置
 - ・陸上競技場管理事務所、庭球場倉庫に AED を設置するとともに定期的に点検を実施する。

イ 清掃管理

- (ア) 日常清掃
 - ・利用者に対して、不快感を与えないように清掃を実施する。
 - ・各箇所を清掃する際は、利用者に迷惑にならないように十分留意して行う。
- (イ) 床清掃
- (ウ) 各室カーペット清掃
- (エ) 磁器タイル清掃
- (オ) 窓ガラス清掃
- (カ) 2階コンコース清掃
- (キ) トイレ清掃
- (ク) 段床清掃
- (ケ) スタンド椅子清掃
- (コ) ダッグアウト清掃
- (サ) スタンド手摺り（錆・汚れの払拭）清掃

ウ フィールド管理

- (ア) 芝刈
- (イ) 施肥
- (エ) 灌水
- (オ) 目土
- (カ) コアリング
- (キ) エアレーション
- (ク) サッチング
- (ケ) 転圧
- (コ) 除草

エ 芝舗装部管理

- (ア) 芝刈
- (イ) 施肥
- (ウ) 灌水
- (エ) 目土
- (オ) コアリング
- (カ) サッチング
- (キ) 転圧

オ トラック管理

- (ア) トラック清掃
- (イ) 砂場整地
- (ウ) 水濠清掃
- (エ) 通電確認

カ 芝生スタンド管理

- (ア) 芝刈
- (イ) 施肥（粒状）
- (ウ) 灌水
- (エ) サッチング

② 庭球場

ア 施設管理

- (ア) 衛生設備巡視
 - ・衛生設備巡視リストを作成し月1回巡視を実施する。
 - ・故障箇所等が発見された場合、速やかに報告する。
- (イ) 電気設備巡視
 - ・電気設備巡視リストを作成し月1回巡視を実施する。
 - ・故障箇所等が発見された場合、速やかに報告する。
- (ウ) 施錠管理
 - ・競技場を閉場する際に、各室・各箇所を確認して、部外者が侵入しないよう施錠管理を実施する。
- (エ) 浄化槽保守
 - ・3か月に1回保守点検を実施する。年1回水質検査、清掃を実施する。

イ 清掃管理

- (ア) 窓ガラス清掃
- (イ) トイレ清掃
- (ウ) 段床清掃
- (エ) スタンド椅子清掃

ウ コート管理

- (ア) ブラシ掛け
- (イ) 目砂
- (ウ) 除草

③ 植栽地等（広場・多目的広場を含む。）の管理

ア 芝生部管理

- (ア) 芝刈
- (イ) 施肥

イ 中・高木管理

- (ア) 剪定
- (イ) 施肥

ウ 低木管理

- (ア) 剪定
- (イ) 施肥
- (ウ) 除草

エ 地被管理

- (ア) 除草

オ 清掃管理

- (ア) ゴミの収集

④ 法面部（ヒルトレックコースを含む。）

ア 斜面管理

- (ア) 法面
 - ・法面活用を含めた管理を行う。
- (イ) 草刈

イ 低木管理

- (ア) 除草

⑤ 備品管理

ア 指定管理者は、県有備品について、善良な管理者の注意義務をもって良好な状態の管理保全に努め、処分等の異動があるときは、その都度報告する。備品を、指定管理者が知事が支払う委託料で購入した場合は、寄附申込書（千葉県財務規則第 187 条別記第 104 号様式）を添付する。

イ 知事が報告を受けて不用決定した備品の廃棄は、指定管理者と知事が協議して決定する。

ウ 備品は、施設備品及び競技用備品に分けてリストを作成し保管する。数量や使用状況等を、整理簿等により適正に把握できるよう措置を講ずる。

エ 施設備品の整備用トラクター等機器類は、常に点検整備を行い安全に使用できるよう管理する。

オ 競技用備品等を利用者に貸し出す場合は、利用者に使用説明を行うとともに、状態を確認し貸し出す。返却の場合も状態を確認する。

カ 備品の維持管理(小規模修理等)に要する費用は、指定管理者の負担とする。

キ 指定期間終了後は、各物品の現在高等を記載した物品引渡（返還）書を作成する。

(3) 利用者増加を目的とした取り組み

施設の利用促進を図るため、近隣宿泊施設や各競技団体等と連携した合宿の誘致に取り組む。

(4) スポーツ推進に関する業務への協力等

① 国体選手強化・サポート事業及びジュニア選手強化事業へ協力する。

実施回数は、知事と協議し決定する。

② 第 2 種公認陸上競技場の公認期間が令和 8 年 3 月 31 日で満了するため、更新の手続きについては県が行うが、この業務に協力する。

③ 第 13 次「千葉県体育・スポーツ推進計画」実現に向けて千葉県が実施する事業へ協力する。

(5) 自主事業に関する業務

事業の内容については、公の施設であること及び施設の設置目的を考慮し、県民の体力向上及び競技力向上に資する以下のような事業とする。

① 利用者に対する技術指導に関する業務

② スポーツ推進を目的とした競技大会等の開催

③ その他催物、イベント等

(6) その他

① 知事への報告等について

次のとおり報告・提出等を行うものとする。

ア 翌年度の事業計画書を作成し、提出する。

イ 毎月の業務実施状況・利用状況・利用料金収入等を翌月に報告する。

ウ 事件・事故等が発生した場合は速やかに報告する。

エ 苦情・要望等があった場合は適時報告する。

オ 事業年度終了後、年間の事業報告書（利用実績等を含む）を提出する。

カ 地震・風水害発生時の被害状況及び応急対策実施状況等

県内で震度 4 以上の地震が発生した場合は、施設の被害状況及び利用者の安全確保の状況について、確認次第口頭で報告し、その後必要に応じて、書面で報告する。

キ 協定書第 2 条第 4 項による「標準処理期間」を定める場合は、事前に報告する。

ク その他協定書で定め、又は知事が必要と認めるもの

② 管理業務の引継ぎについて

指定期間が満了したとき、又は協定が廃止されたときは、知事が定める期間内に業務の引継ぎを行うものとする。

③ 防火管理について

- ア 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき所定の手続きを行う。
- イ 消防法第 8 条に規定する管理についての権限を有するものとして、防火管理上の必要な業務を行うものとする。
- ウ 本業務の結果は、防火管理維持管理台帳として整備する。
- エ 防火管理上必要な事項は知事に報告する。

④ 広告事業について

指定管理者が広告事業を実施する場合は、以下の事項に従い実施すること。

ア 広告事業を実施できる箇所等

(ア) 施設内壁面等への広告掲示

以下の箇所等を利用して広告事業を企画することができるが、実施する際には、広告事業の企画内容、掲示場所について教育委員会と協議を行ったうえ、広告掲示場所については、千葉県行政財産管理規則の規定により、行政財産の使用の許可を受けなければならない。

○広告掲出可能箇所

例：陸上競技場管理棟内壁面、陸上競技場観客席壁面

(イ) 東総運動場の運営に当たって配布する印刷物等への広告掲載

広告事業を行う印刷物等の種類及び掲載位置等については、事前に知事と協議し、決定すること。

イ 広告の範囲

施設内壁面等への掲示及び印刷物等への掲載ができる広告の範囲は、「千葉県広告事業実施要綱」及び「千葉県広告掲出基準」に定めるところとし、広告主及び広告内容の決定に際しては、あらかじめ知事と協議し、その承認を受けること。

ウ 教育財産使用料の納入

施設内壁面等を利用した広告事業を実施する場合は、千葉県行政財産管理規則の規定による行政財産の使用許可手続きと併せて、使用料及び手数料条例に基づく行政財産の目的外使用料を納入すること。

エ その他

東総運動場で開催する競技会等の各種行事において協賛企業がある場合は、競技会等の開催期間中における広告物の取扱いについて競技会等の主催者と協議が必要になることがあるので、この旨を広告主に対する留意事項とすること。

⑤ その他の業務の基準

ア 会計独立の原則について

指定管理者の業務にかかる会計は、他の会計とは区分し、独立した口座及び帳簿類により適切に管理すること。

イ 受動喫煙対策について

指定管理者は、施設利用者に対し、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)の趣旨に則り、受動喫煙防止対策(建物内は全面禁煙)の措置を講ずること。

ウ 利用者等の意見・苦情等の聴取

施設利用者の利便性の向上等の観点から、「施設来所者アンケート実施要綱」に基づく施設来所者アンケート及び施設利用の満足度調査を実施し、利用者のニーズを反映した施設運営に努めること。

4 その他

(1) 危険負担について

指定管理者と知事との危険負担は、別記 2 「危険負担表」のとおりとする。

(2) 守秘義務について

千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 7 条の規定に基づき、指定管理者の役員及び職員は業務上知り得た秘密を漏らして又は不当な目的に使用してはならない。

(退職後においても同じ。)

別紙 1 各施設の利用形態及び利用単位

施設名	利用形態	利用単位
陸上競技場	専用使用	2時間を単位とする。
	共同使用	1時間を単位とする。
庭球場	専用使用	1面2時間を単位とする。
ジョギングコース	通常、個人で自由に利用することができるが、専用使用することも可。	特に単位を定めない。
ヒルトレックコース		
広場		
多目的広場		

別紙２ 競技会等各種行事の調整について

指定管理者は、次に定める方針に基づき行事調整を行い、決定された年間行事予定に掲載された大会等については、他の利用に優先して許可する。

① 調整時の優先順位

ア 県主催の行事及び県行政機関等の主催するスポーツ関連行事、千葉県が担当県として主管する関東ブロック以上のスポーツ大会、研修大会

イ (公財)千葉県スポーツ協会加盟・準加盟競技団体及び学校体育団体の主管する関東大会以上の大会、及び関東大会・全国大会の予選大会。種目団体が主催する関東以上の大会及び上部大会の予選を兼ねた県大会

ウ (公財)千葉県スポーツ協会加盟の種目団体が主催する全県的な大会

※ 大会規模による順位は次のとおりとする。

優先順位	大会規模
1	国際大会
2	全国大会
3	関東大会
4	県大会（全国大会予選）
5	県大会（関東大会予選）
6	県大会（県全域にわたる大会）

エ 指定管理者が行う自主事業

オ スポーツ団体及びその他の団体が行う広範・大規模な事業

② 調整の方法

(ア) 上記アの行事については、他の行事より優先する。

(イ) ア・イは、事前に調整する。

(ウ) 上記以外の行事については、下記のように調整する。

・重複した場合は各団体で協議し調整する。

・予備日は原則として認めない。

・その他調整上問題が生じた場合は、管理者と知事が協議し決定する。